

浄化槽を使用している人へお知らせ

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

■浄化槽の維持管理

浄化槽は、し尿および生活雑排水を微生物のはたらきで浄化する装置です。適正な維持管理がなされないと浄化能力が低下します。

適切な時期に保守点検、清掃、法定検査を行いましょ

■維持管理項目ごとの連絡先

保守点検および清掃

※浄化槽の保守点検及び清掃は、御船町の許可を受けた業者に委託してください。

▼保守点検許可業者

- ・有限会社 御船清掃公社・有限会社 御船綜合管理
- ・有限会社 御船健康社

▼清掃許可業者

- ・有限会社 御船清掃公社・有限会社 御船綜合管理

▼法定検査

法定検査については、公益社団法人熊本県浄化槽協会（☎ 284-3355）へご連絡ください。

☎ 企画財政課 復興推進係 ☎ 282-1263

このうち、町に対して、7月1日から10月31日までに義援金をいただいた方々は次のとおりです。誠にありがとうございます（敬称略、順不同）。

○ゴトウ カズヤ

○フクオカシヤンソンドウコ

○太陽の会サークル 本田 好子

●義援金累計 16億7,658万6,285円（10月31日現在）

義援金の内訳は、町への義援金が6,558万6,285円、県から町への配分金が16億1,100万円となっています。県から町への配分金は、県の配分委員会で決定した基準に基づき支給されますので、被害状況により金額が異なります。

現在、町では、県の配分基準に沿い、被害住家に居住していた世帯で、申請手続きが完了した人を対象に、義援金の配分を行っています。また、町の配分の義援金について30万円以上の修理費用を支出した一部損壊世帯を対象に配分を行っています。

道路に張り出している樹木伐採のお願い

☎ 建設課 維持管理係 ☎ 282-1312

道路に樹木が張り出していると、歩行者や車両の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラーなどが見えにくくなり、交通事故の原因となります。

私有地の樹木などは土地所有者の管理物であり、町では伐採できません。個人宅から道路に張り出した庭木や生垣などが原因で、事故が発生した場合、樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。

歩行者や車両の安全な通行と事故防止のために、自己所有地をご確認のうえ、所有者の責任において、樹木の剪定・伐採など、適切に管理いただきますようお願いいたします。



震災による主要災害復旧工事に係る進捗状況について

平成28年熊本地震の発生から2年半が経過しました。御船町震災復興計画で平成31年度までを復旧期間として位置づけられています。町は、一日も早い被災者の生活再建を目指し、自宅再建が難しい被災者を対象とする災害公営住宅の建設、また、甚大な被害を受けた道路や宅地耐震化事業などの災害復旧工事を実施しています。

その中で、現在、町で進めている主要な災害復旧工事について以下の内容で進めております。

町民の皆様には交通規制等大変ご迷惑をおかけしますが、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜土木工事＞ ☎ 建設課 土木係 ☎ 282-1312

工事名	施行箇所	完成予定時期	特記事項
津ヶ峰八勢線 道路災害復旧工事	南田代第3区 九横道新橋～長崎集落間	平成31年 3月末予定	舗装工の時に通行止めが発生します。
山井出川 河川災害復旧工事 計2工区	陣地区 山井出川	平成31年 3月末予定	河川管理道路の通行止めが発生します。
粒麦線 道路災害復旧工事 計4工区	県道横野矢部線入口 ～粒麦集落間	平成31年 3月末予定	昼間時間帯の通行止めが発生します。田畑方面への迂回が必要となります。
五ヶ瀬鍾乳洞線 道路災害復旧工事 計5工区	吐合橋 ～五ヶ瀬公民館間	平成31年 3月末予定	昼間時間帯の通行止めが発生します。
北園有水線 道路災害復旧工事 計8工区	川嶋橋～藤木入口 ～大内間	平成31年 3月末予定	昼間時間帯の通行止めが発生します。有水方面への迂回が必要となります。
秋只橋 橋梁災害復旧工事	小坂小学校付近 九州道の上をまたぐ橋	平成31年 3月末予定	橋両端部の終日全面通行止めが発生します。歩行者のみ橋部の通行可とします。

交通規制については、事前に看板等で周知します。



▲津ヶ峰八勢線



▲北園有水線



▲秋只橋

交通規制については、事前に看板等で周知します。

＜宅地耐震化事業＞ ☎ 建設課 維持管理係 ☎ 282-1312



▲インター団地地区



▲フジワ住宅地区

工事名	施行箇所	完成予定時期	特記事項
インター団地地区 宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事	インター団地東側	平成31年6月末予定 （議会の繰越承認を要する）	一部通行止めが発生します。
フジワ住宅地区 宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事	フジワ住宅北側	平成31年12月末予定 （議会の繰越承認を要する）	一部通行止めが発生します。
玉虫住宅地区 宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事	玉虫住宅北側	平成31年11月末予定 （議会の繰越承認を要する）	通行規制は予定しておりません。
御船台団地地区 宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（その2）工事	御船台団地西側	平成31年9月末予定 （議会の繰越承認を要する）	一部通行止めが発生します。甲佐方面への通行は広域農道への迂回が必要になります。